

政務活動費ガイドラインの記載修正（案）

【携帯電話等使用料】

現行（ガイドライン 24 頁）

（ 7 ） 携帯電話等使用料の支出について

使用実態に応じて按分して支出します。使用実態を明らかにすることが難しい場合は、施行規程第 7 条ただし書により按分して計上します。

修正案

（ 7 ） 携帯電話等使用料について

政務活動に関係のない又は不必要なアプリ等の購入代金又は使用料等並びに携帯電話購入代金等を除外し、2 分の 1（政務活動による使用分が 2 分の 1 に満たないことが明らかな場合は 4 分の 1）に按分して計上します。（携帯電話購入代金等は、購入等を行った年度に備品（リース）として計上することができます。購入代金等が分割またはリース契約となっている場合は、購入等を行った年度以降も経費計上できます。（分割の場合は、購入を行った年度と同一任期中に限る）（14～15 頁参照）

< 例 >

- | | | |
|--|---|---------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料・・・・・・・・ ・パケット料（データ使用料） ・通話料・・・・・・・・ | } | 2 分の 1（または 4 分の 1）に按分して計上 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・有料コンテンツ使用料・・・ ・端末代金・・・・・・・・ | | 政務活動に関係のない又は不必要な場合は除外
除外（備品として計上可） |

それぞれの料金に本人以外の使用料が含まれている場合は、2 分の 1（または 4 分の 1）に按分する前に当該料金を使用量等で按分してください。

なお、明細等により政務活動に係る利用実績が把握できる場合は、2 分の 1（または 4 分の 1）の按分ではなく、実績の積上げにより計上します。